

平成30年度

水力発電の導入促進のための事業費補助金
(水力発電事業性評価等支援事業)

公 募 要 領

(新規事業分)

平成30年4月

一般財団法人 新エネルギー財団

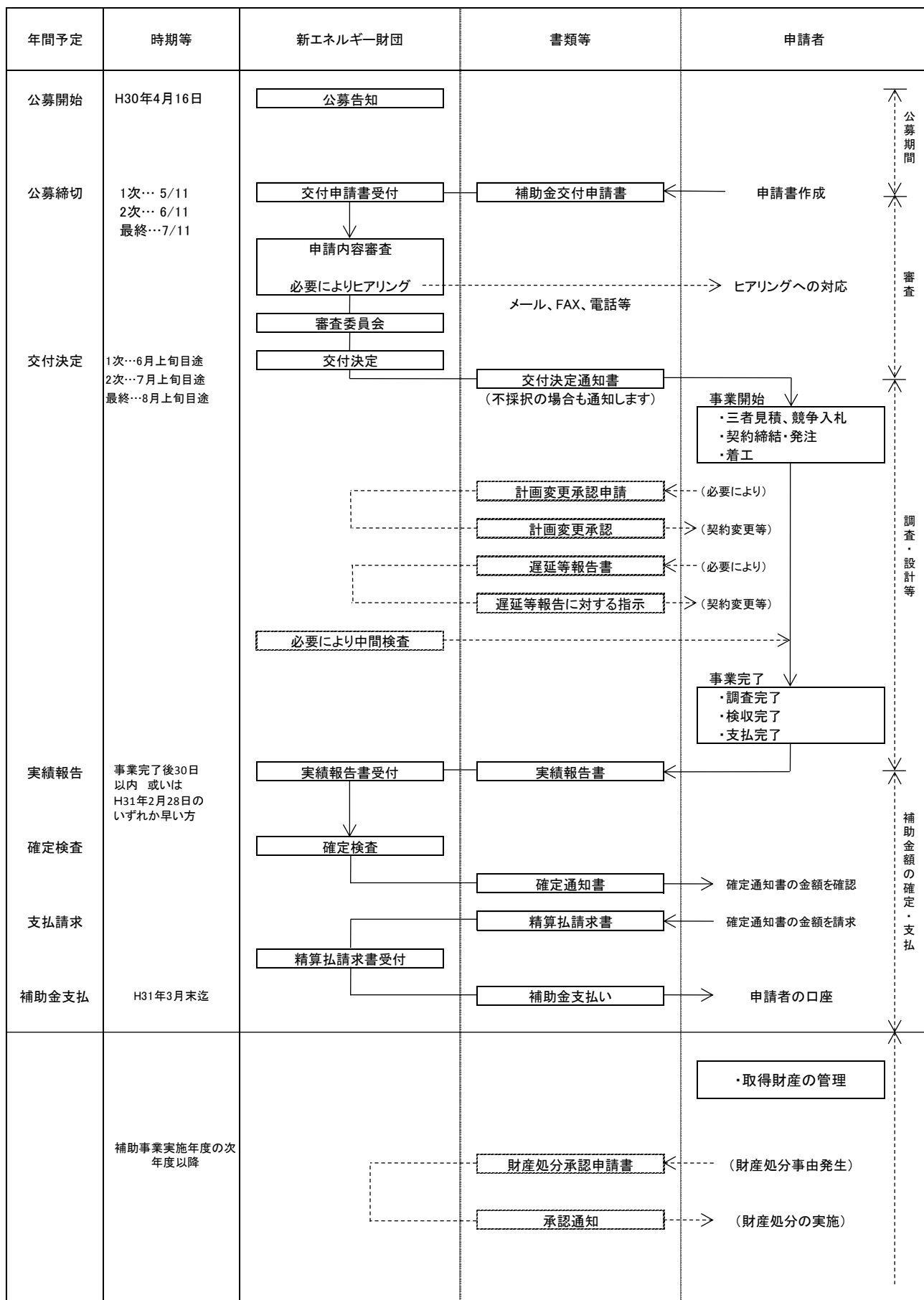
補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 財団から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた調査等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、財団として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
7. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

手続きの一般的な流れ



目 次

1. 事業概要	1
1-1 事業目的・概要	1
1-2 予算額・補助事業の区分、事業スキーム	1
1-2-1 ①水力発電事業性評価事業	1
1-2-2 ②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業	3
1-3 複数年度事業について	4
1-4 その他	5
2. 実施方法	6
2-1 公募期間について	6
2-2 交付の申請について	6
2-3 交付決定について	6
2-4 採択結果の公表について	7
2-5 採択事業者向けの説明会について	7
2-6 補助事業の開始について	7
2-7 補助事業の計画変更について	8
2-8 補助事業の完了について	8
2-9 実績報告及び額の確定について	8
2-10 補助金の支払いについて	9
2-11 事業性評価について	9
2-12 取得財産の管理等について	9
2-13 罰則・加算金等について	9
2-14 産業財産権の届出について	10
2-15 収益納付について	10
2-16 暴力団排除について	10
2-17 個人情報の取り扱いについて	11
3. 審査	12
3-1 審査方法	12
3-2 審査項目	12
4. お問い合わせ先	13
5. 申請方法	14
5-1 公募期間	14
5-2 書類提出先	14
5-3 提出方法及び提出期限	14
5-4 提出書類の作成方法	14
5-5 作成方法	15
6. 関連資料	51

1. 事業概要

1-1 事業目的・概要

民間団体等が行う、水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業（水力発電事業性評価事業）に要する経費を補助することにより、水力発電の導入を促進し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

1-2 予算額・補助事業の区分、事業スキーム

予算額 3. 6億円

区分	内容
①水力発電事業性評価事業	民間事業者等及び地方公共団体が行う水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業 (交付規程 第3条第1項第1号の補助事業)
②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業	地方公共団体が行う地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発又はコンセッション方式によるPFI事業で発電を行う者の公募を行う事業 (交付規程 第3条第1項第2号の補助事業)

1-2-1 ①水力発電事業性評価事業

自ら中小水力発電を実施予定の民間事業者等（※1）及び地方公共団体（※2）が対象となります。

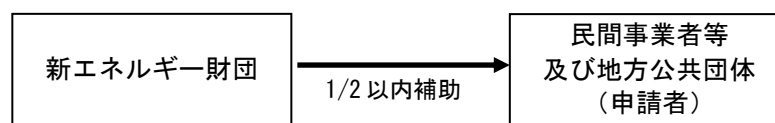
※1：民間事業者等は、法人及び青色申告を行っている個人事業者とします。

なお、特定目的会社（SPC）および有限責任事業組合（LLP）が申請する場合は、主たる出資者又は出資表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとした確約書を提出すること。

また、発電所運営時にSPC等の別の団体を設立する具体的計画がある場合、申請者がその主たる構成メンバーであること。

※2：地方公共団体は、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町

村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）とします。



- ・経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とします。
- ・公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とします。

（１）要件

- ①事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、２０ｋＷ以上１０，０００ｋＷ以下であること。（なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする。）
- ②水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- ⑤調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２条第１項に規定する補助金等をいう）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。

（２）補助対象経費

区分	内 容	備 考
人件費	水力発電事業性評価に必要な調査・設計等を行う職員等の人件費	・事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。 ・補助事業者が自ら実施する調査及び設計業務等の直接経費のみが補助対象。 ・外注先との打合せや当財団との打ち合わせ等は補助対象外。 ・地方公共団体は対象外。
事業費	水力発電事業性評価に必要な調査・設計等のために直接要する経費（原則として、外注費とリース料のみ）	・振込手数料は補助対象外。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・補助金に消費税分は含まれません。（民間事業者等及び地方公共団体の性質を問わず消費税は対象外）
- ・自社調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること（【関連資料１】を参照）。

(3) 補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
1 / 2 以内	・ 補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 ・ ただし、1 発電所当たりの補助金の上限額は、原則として、<u>1,500万円/年</u>とします。	補助対象期間は原則単年度とします。 ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、原則最大2ヵ年までを補助対象期間とします。

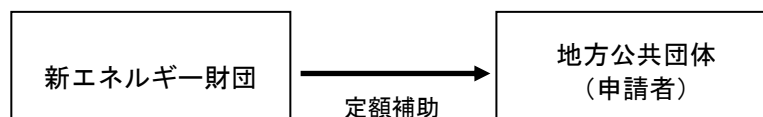
予算額を超える申請があった場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのでご了承ください。

事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合においては、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

1-2-2 ②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

地方公共団体（※）が対象となります。

※：地方公共団体は、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）とします。



・経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とします。

(1) 要件

- ①事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、20kW以上10,000kW以下であること。（なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする。）
- ②水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- ⑤調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥1申請における水力発電有望地点の調査・設計は、都道府県は2地点以上、それ以外は1地点以上を実施すること。
- ⑦当該補助事業で調査・設計を実施した水力発電の有望地点について、当該地点の開発又はコンセッション方式によるPFI事業で発電を行う者の公募（採択まで）を必ず実施すること。なお、公募の結果、発電を行う者が決定しなかった場合は、次年度以降も申請者の責任で継続的に公募を実施し、事業化に努めること。
- ⑧補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に

関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。

（２）補助対象経費

区分	内 容	備 考
事業費	地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施のために直接要する経費（原則として、外注費とリース料のみ）及び当該地点の開発又はコンセッション方式によるPFI事業で発電を行う者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係る経費	・振込手数料は補助対象外。

（３）補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
定額	・補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 ・ただし、1申請当たりの補助金の上限額は、原則として、<u>5,000万円/年</u>とし、かつ、1発電所当たりの補助金の上限額は、<u>1,000万円/年</u>とします。	補助対象期間は原則単年度とします。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、原則最大3ヵ年までを補助対象期間とします。

予算額を超える申請があった場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのでご了承ください。

事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合においては、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

1-3 複数年度事業について

- （１）複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度以降の補助金交付を保証するものではありません。従って、複数年度事業については、年度毎に補助金交付申請を行い、財団の採択審査を受けることになります。この場合、次年度以降の補助金申請額は、原則として当該事業が採択された事業開始年度において申請した補助金額の上限額とします。補助率は原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。なお、予算上やむを得ない場合には2年目以降の交付決定額について減額等を行う場合があることに留意してください。

- (2) 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了してください（補助金額が0円という年度のある申請は認められません）。
- (3) 各年度の補助対象経費について、契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各区分の金額に応じた設計図書、調査報告書等の出来高があるようにしてください。
- (4) 複数年度事業において2年目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、原則として既に交付した補助金の返還が必要となります。
- (5) 複数年度事業についても、原則として2年目以降の事業は、各年度の交付決定日以降に開始してください。各年度の事業完了日の翌日から次年度の交付決定日の前日までは、補助対象外となることに留意してください。
- (6) 複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、すみやかに財団に報告し、財団の指示に従ってください。

1-4 その他

第三者が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求め、かつ、財団又は経済産業省がその旨を認定する場合は、事業性評価の内容を開示すること。

2. 実施方法

事業の実施については、「水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程」（以下「交付規程」という。）による他、この要領によることとします。

本事業の申請にあたっては、申請者自ら事業実施場所を現地確認の上、上記交付規程及び以下を熟読し、申請してください。

交付申請に必要な事項（様式等）について、財団のホームページ（<https://suiyokuhojo.nef.or.jp/>）からダウンロードして下さい。

2-1 公募期間について

公募期間は、平成30年4月16日（月）～7月11日（水）17：00です。

- ・ 一次締切 平成30年5月11日（金） 17：00
- ・ 二次締切 平成30年6月11日（月） 17：00
- ・ 最終 平成30年7月11日（水） 17：00

2-2 交付の申請について

申請者は、所定の様式（財団ホームページに掲載）を用いて申請書類一式を作成し、正副各1部を財団に提出してください。

なお、提出書類の返却はいたしません。審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

代理・代行申請は受け付けておりません。必ず申請者ご自身で申請してください。

申請方法は、「5. 申請方法」を参照してください。

2-3 交付決定について

財団は、申請された事業について審査を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知します。（財団からの連絡は、全て実施計画書「担当者連絡先1」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メール宛てに行います。）

注1：補助事業の採否の決定にあたっては、「3. 審査」に基づき審査を行います。

注2：交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではありません。

ません。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に財団が実施する「確定検査」において補助金額を確定いたします。（詳細は、「2-9 実績報告及び額の確定について」を参照。）

注3：不採択となった事業については、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

2-4 採択結果の公表について

財団は、補助金の交付決定後に、申請件数、採択件数及び採択された事業に関する情報（補助事業者名、事業名、実施場所（都道府県）、事業期間、事業概要）を財団ホームページで公表します。

2-5 採択事業者向けの説明会について

交付決定後、採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会（交付決定日以降の事業実施方法に関する説明会）を開催しますので、必ずご参加ください。開催日時等は補助事業者に別途連絡します。

2-6 補助事業の開始について

補助事業者は、財団から交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行ってください。なお、原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定してください。三者見積・競争入札は、交付申請から交付決定前の実施も可とします。

補助対象外の調査等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）

複数年度事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び支払金額等が確認できる形態にしてください。

2-7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要があります（財団の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがあります。）。

補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、財団の承認を受ける必要はありません。また、入札による補助事業に要する経費の減額は、事業計画が変更されるわけではないので、財団の承認を受ける必要はありません。なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められません。

2-8 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。ただし、地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業については、発電を行う者の公募（公募結果の決定まで）をもって事業の完了とします。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関での振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は対象外となります。

なお、事業完了の遅延が見込まれる事態が発生した場合は、すみやかに財団に連絡してください。

2-9 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内あるいは平成31年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

財団は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うに当たって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせします。

自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除していただきます（【関連資料1】を参照のこと。）。

2-10 補助金の支払いについて

補助事業者は、財団の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

2-11 事業性評価について

事業性評価の結果を事業性評価報告書として提出して頂きます。

注：事業性評価報告書の結論には、当該地点の水力発電の事業性の有無を記載すること。

また、事業性が無い場合には、その理由を具体的に記載すること。

2-12 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産処分制限期間中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。

2-13 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付決定の取消及び補助金の返還及び加算金の納付
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

2-14 産業財産権の届出について

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権及び意匠権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、あらかじめ財団に届出していただく必要があります。

2-15 収益納付について

補助事業終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡またはそれらの実施権の設定により収益があったときは、あらかじめ財団に報告してもらう必要があります。

また、財団が報告書の提出に基づき、相当の収益を生じたと認定したときは、交付された補助金の全部または一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

2-16 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記（※）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- (2) 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記（※）のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることになります。

(4) 申請者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

2-17 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、財団が開催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等のご連絡において、利用させて頂くことがあります。

なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

3. 審査

3-1 審査方法

財団は補助金交付申請書に記載された事業内容等について、交付要件等の審査（申請者に対しヒアリング・プレゼンの実施を依頼することがあります。）を行った後、外部有識者による審査委員会に諮り、各審査項目により評価を行い採択案件を選定します。

3-2 審査項目

「要件審査」及び「採択審査」を実施します。

- （１）「要件審査」において以下の項目を確認し、１つでも要件を満たさない場合は不採択となります。
- ・ 補助事業の内容が交付規程、公募要領の要件を満たしていること。
 - ・ 補助事業の全体計画（資金調達計画、調査計画等）が整っており、準備も含め事業が確実かつ合理的に行われるものとなっていること。
 - ・ 申請者が事業を行うための事業基盤（直近２カ年の財務状況を勘案）を有していること。
 - ・ 申請者が事業を運営・管理できる実施体制及び管理体制を整備していること。
- （２）「採択審査」は、要件審査の全ての項目を満たした事業に対して、実施計画書の記載内容について、採点による審査を行います。採択の可否に当たり、優劣となる主な審査事項等は以下のとおりです。
- ・ 調査の内容について、調査対象及び調査方法等が具体的に記載されているか。
 - ・ 調査の必要性及び効果が明確になっているか。

なお、「②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業」の場合は、発電を行う者の公募方法等についても、具体的に記載されているか。

※採択しない事例

- ・ 事業を実施する事業者となる企業等の実態がない場合、事業継続の確実性が見込めない場合（休眠会社、直近２期連続で債務超過となっている企業等を含む）
- ・ 事業性評価調査のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・ 調査の必要性が認められない場合
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素がある場合

4. お問合せ先

本事業の内容等に関する質問等に関しては公募説明会で受け付けます。また、電子メールによるお問い合わせも、公募開始日から公募締切の一週間前までの間に限り、下記にて受け付けます（日本語のみ）。

ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般財団法人新エネルギー財団
水力地熱本部 水力普及促進部

電子メールアドレス：phpd1@nef.or.jp

5. 申請方法

5-1 公募期間

平成30年4月16日（月）～7月11日（水） [17時必着]

5-2 書類提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムーブル・コジマ2F

一般財団法人新エネルギー財団

水力地熱本部 水力普及促進部 宛

5-3 提出方法及び提出期限

持参 又は 書留による郵送等

注：持参の場合は、公募期間中の土日祝日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00 にお願ひします。

交付申請書は、交付申請書の財団への到着時期により、次の区切りで審査及び交付決定を行う予定です。

1次締切：交付申請書が平成30年5月11日（金）17時までに到着し、かつ申請内容に不備のないものについて審査を行い、6月上旬を目途に交付決定を行う予定。

2次締切：交付申請書が平成30年6月11日（月）17時までに到着し、かつ申請内容に不備のないものについて審査を行い、7月上旬を目途に交付決定を行う予定。

最終：交付申請書が平成30年7月11日（水）17時までに到着し、かつ申請内容に不備のないものについて審査を行い、8月上旬を目途に交付決定を行う予定。

注：各締切時点で、予算額以上の申請があった場合は、公募期間中であっても公募を中止することがありますのでご注意ください。

5-4 提出書類の作成方法

交付申請にあたっては、提出書類は財団ホームページからダウンロードして作成して下さい。
(財団ホームページ URL : <https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>)

5-5 作成方法

(1) 提出書類の種類

下表の「提出書類一覧」をご参照ください。

提出書類一覧

NO.	提出書類名	補助事業の区分		様式有無	備考
		①	②		
1	チェックリスト			○	
2	申請概要表			○	
3	補助金交付申請書	様式第 1	様式第 1	○	
4	補助事業に要する経費の配分	別紙 1	別紙 1	○	
5	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	別紙 2	別紙 2	○	
6	実施計画書	様式第 2	様式第 2	○	
7	事業実施予定スケジュール	別紙 3	別紙 3	○	
8	事業経費の配分	別紙 4	別紙 4	○	年度別、および事業全体
9	資金の調達予定	別紙 5	別紙 5	○	地方公共団体のみ (県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容が判る資料も添付して下さい。)
10	補助事業に要する経費及びその調達方法	別紙 5-1	—	○	地方公共団体は提出不要
11	事業実施体制	別紙 6	別紙 6	○	
12	申請者の定款	添付資料 1	—		地方公共団体は提出不要
13	登記簿(履歴事項全部証明書の原本)	添付資料 2	—		地方公共団体は提出不要
14	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) (注)直近2カ年分	添付資料 3	添付資料 1		
15	会社・団体概要(パンフレット等)	添付資料 4	添付資料 2		
16	役員名簿	添付資料 5	—	○	地方公共団体は提出不要
17	地形図	添付資料 6	添付資料 3		・1/25000の等高線入りの地図で作成すること ・発電所、取水地点及び放水地点の予定場所と導水管や水圧鉄管の予定ルート・管長が判るようにすること ・流量調査場所、地質調査場所、地形測量場所等が判るようにすること ・1/25000の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出のこと
18	現地写真	添付資料 7	添付資料 4		調査予定場所の写真及び周辺写真 ・写真の撮影者(所属・氏名)と撮影日が判るようにすること。 ・各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること ・各写真のキャプション(説明文)も記載すること
19	使用水量、有効落差、発電出力の算定についての根拠資料	添付資料 8	添付資料 5		農業用水から取水予定の場合は、許可水量も記載すること。
20	参考見積書(調査費等の算定の根拠)	添付資料 9	添付資料 6		
21	上記No. 20の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料 10	添付資料 7		
22	その他 (例) ・建設予定の水力発電所で必要な水利権に関する許認可先との協議状況が判る書類 ・水力発電所建設に関する漁協との協議状況が判る書類 ・建設予定の水力発電所に関する地域住民等との協議状況が判る書類	添付資料 11	添付資料 8		必要に応じて作成のこと

(2) 提出書類のファイリング方法

- ①提出書類一式をA4ファイルに綴じて2部（正、副各1部）作成して下さい。
- ②提出書類のファイリングは、「提出書類一覧」の順番で行って下さい。
- ③書類毎にインデックスを付けて下さい。
- ④申請様式書類（Excel、Word）の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出して下さい。具体的には、下の図をご参照下さい。

※CD-R等はできれば次のような2穴パンチ穴タイプのメディアファイルに格納し、ファイルに綴じ込んで下さい。



CD-R等にも事業名、事業者名を記載しておいて下さい。

正、副各一部作成する

正

正
 平成30年度
 水力発電事業性評価等支援事業（地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）
 〇〇〇事業 補助金交付申請書 申請者名

平成30年度
 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
 （水力発電事業性評価事業）または
 （地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）

〇〇〇〇〇〇〇事業

補助金交付申請書

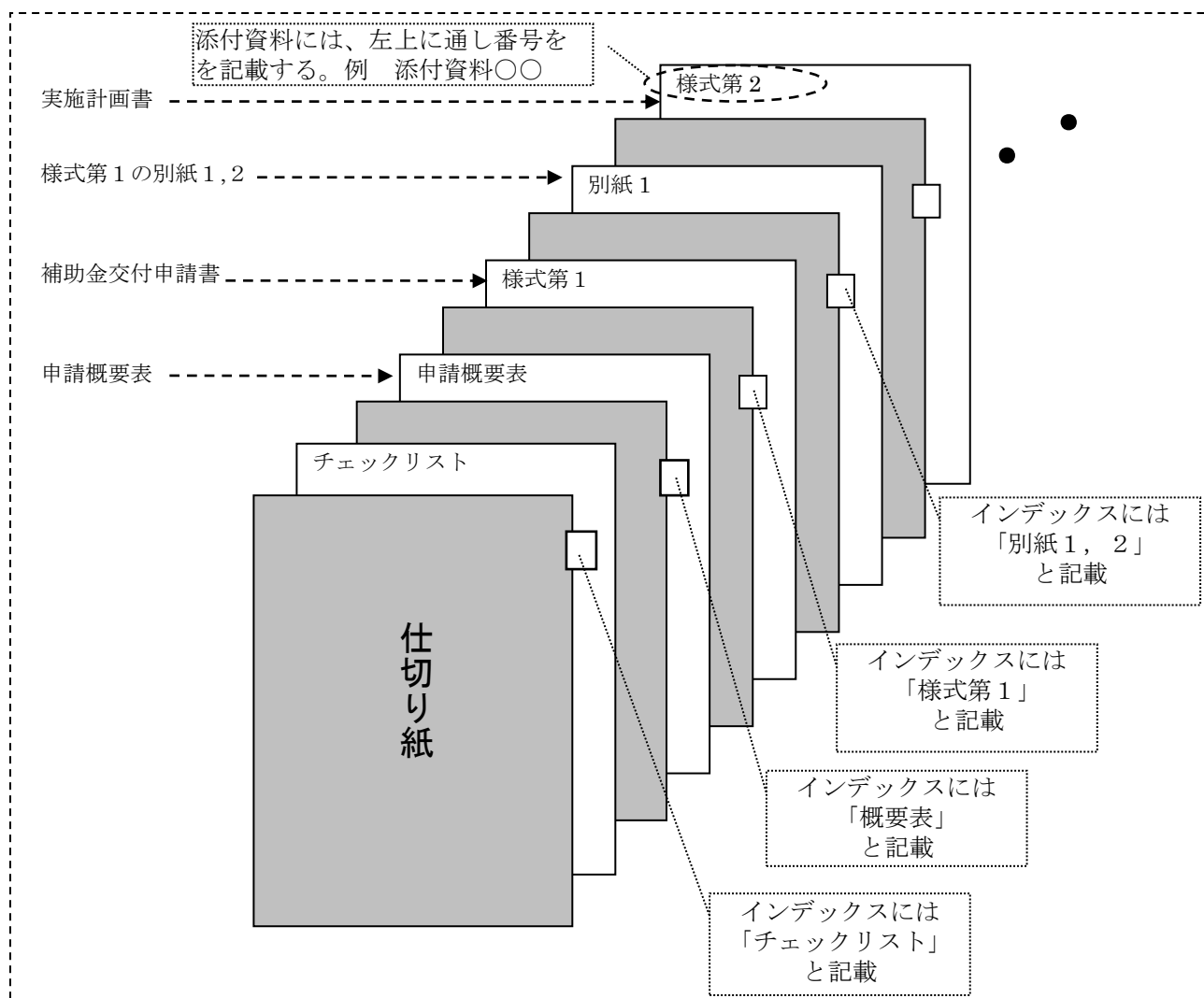
ラベルプリンター等を用いて、各名称のシール
 を貼り付け、剥がれないようにすること

提出様式別に仕切り紙を入れ、インデックス等
 を貼ること。書類には直接貼らないこと！

提出様式全てにインデッ
 クスを付けること

申 請 者 名

チェックリスト
 申請概要表
 様式第1
 別紙1、2
 様式第2
 別紙3
 ……



(3) 補助金交付申請書類作成時の注意事項

①水力発電事業性評価事業用 提出様式	20
チェックリスト	21
申請概要表	22
【様式第1】 補助金交付申請書	23
(別紙1) 補助事業に要する経費の配分	25
(別紙2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	25
【様式第2】 実施計画書	26
(別紙3) 事業実施予定スケジュール	30
(別紙4) 事業経費の配分	31
(別紙5) 資金の調達予定	32
(別紙5-1) 補助事業に要する経費及びその調達方法	33
(別紙6) 事業実施体制	34
【添付資料5】 役員名簿	36
②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業用 提出様式	37
チェックリスト	38
申請概要表	39
【様式第1】 補助金交付申請書	40
(別紙1) 補助事業に要する経費の配分	42
(別紙2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	42
【様式第2】 実施計画書	43
(別紙3) 事業実施予定スケジュール	46
(別紙4) 事業経費の配分	47
(別紙5) 資金の調達予定	48
(別紙6) 事業実施体制	49

注1：赤字は凡例及び書類作成時の注意事項を記載しております。

注2：本補助金公募のホームページに掲載した「ダウンロード一覧」からダウンロードした様式等を使用して下さい。なお、印刷時は、日本工業規格A列4番で片面に白黒で印刷して下さい。

① 水力発電事業性評価事業用 提出様式

【チェックリスト】

本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認して下さい。

No.	提出書類名 (水力発電事業性評価事業)		チ ェ ッ ク
1	チェックリスト		
2	申請概要表		
3	補助金交付申請書	様式第 1	
4	補助事業に要する経費の配分	別紙 1	
5	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	別紙 2	
6	実施計画書	様式第 2	
7	事業実施予定スケジュール	別紙 3	
8	事業経費の配分	別紙 4	
9	資金の調達予定 (県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容が判る資料)	別紙 5	
10	補助事業に要する経費及びその調達方法	別紙 5－1	
11	事業実施体制	別紙 6	
12	申請者の定款	添付資料 1	
13	登記簿（履歴事項全部証明書の原本）	添付資料 2	
14	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) (注)直近 2 カ年分	添付資料 3	
15	会社・団体概要（パンフレット等）	添付資料 4	
16	役員名簿	添付資料 5	
17	地形図	添付資料 6	
18	現地写真	添付資料 7	
19	使用水量、有効落差、発電出力の算定についての根拠資料	添付資料 8	
20	参考見積書（調査費等の算定の根拠）	添付資料 9	
21	上記No. 20の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料 10	
22	その他	添付資料 11	

平成30年度水力発電事業性評価等支援事業 申請概要表
(水力発電事業性評価事業)

新規・継続の別	新規		継続の場合は前年度の 交付決定番号		
フリガナ	フリガナ				
申請者名	(登記簿名を記載)				
申請者情報	日本標準産業分類 中分類 (01～99)	業種 電気業(33)	資本金(円) 30,000,000	従業員数(人) 200	
事業性評価調査内容	事業名 (補助事業の名称)	(申請者が計画する事業名を記載 例) ○○○発電所事業性評価調査 等)			
	発電計画の規模等	(事業性評価を行う発電計画の出力規模等について記載)			
	事業実施場所	(調査地点の場所を記載)			
	目的・調査内容	(事業性評価で実施する業務の目的及び調査内容について記載)			
当年度実施期間	交付決定日	～	平成31年2月28日		
事業計画(実績)	事業性評価 (単位:円)				
		事業に要する経費(税込)	補助対象経費	補助金申請額	実施内容
	平成30年度	21,600,000	20,000,000	10,000,000	流量調査、地質調査、地形測量
	平成31年度	10,800,000	10,000,000	5,000,000	流量調査、基本設計
	合 計	32,400,000	30,000,000	15,000,000	
項目	※以下の項目については、実施計画書の内容を簡潔に記載して下さい。				
①事業性評価調査の必要性と効果	(事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。)				
②事業性評価調査の内容	(事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。また、事業性評価の具体的内容、手法等について記載すること。)				

部分に記載をお願いいたします。

様式第 1（水力発電事業性評価事業）

申請者において文書番号を有する場合は、年月日の上部にその文書番号を記載すること。

平成 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会 長 中 村 薫 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

平成 3 0 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
交付申請書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

〇〇〇発電所事業性評価調査事業

2. 補助事業の目的

(注) 簡潔に記載すること。

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 全体の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(注1) 当年度の事業開始日は、交付決定日とすること。

(注2) 当年度の事業完了日は、平成31年2月末日までとすること。

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること。

4. 水力発電事業性評価事業の内容

(1) 補助事業の内容

(注) 簡潔に記載すること。

(2) 補助事業の実施計画

実施計画書のとおり。

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

② 補助対象経費 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

③ 補助金交付申請額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(注) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。

(4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分 (別紙1)

(5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額 (別紙2)

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電事業性評価等支援事業)は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
人 件 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	1/2 以内	〇,〇〇〇,〇〇〇
事 業 費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消 費 税	〇,〇〇〇,〇〇〇			
合 計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記各金額欄の内容は別紙4、別紙5或いは別紙5-1と同一であること。

(注4) 人件費に消費税は掛からないため、人件費の消費税は計上しないこと。

(注5) 別紙1と別紙2の赤枠で囲んだ部分の金額は同額であること。

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
人 件 費	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
事 業 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消 費 税	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
合 計	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

※当該年度事業に係わる額を記入すること。

※金額については1円単位までとし、端数は切り捨てること。

※第1四半期(4～6月)、第2四半期(7～9月)、第3四半期(10～12月)、第4四半期(1～3月)。

様式第2（水力発電事業性評価事業）

実施計画書

1. 補助事業の名称

〇〇〇〇〇発電所事業性評価調査

（注）様式第1の補助事業の名称と同一表記としてください。

2. 事業実施者

申請者名称（フリガナ）：（注）様式第1の申請者名称と同一表記としてください。

代表者の氏名（フリガナ）：（注）役職名も記載してください。

住 所：（注）都道府県名から記載してください。

担当者1

（注）財団からの通知等は「担当者1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者1」宛のみに送付します。

郵便番号：〒□□□-□□□□
住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
氏 名(フリガナ)：〇〇 〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇)
所属部署名：〇〇部〇〇課
電子メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇
電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
ファックス番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当者2

郵便番号：〒□□□-□□□□
住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
氏 名(フリガナ)：〇〇 〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇)
所属部署名：〇〇部〇〇課
電子メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇
電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
ファックス番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（注1）申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。財団からの連絡は「担当者1」に記載された連絡先に行います。

（注2）担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止いたします。

（注3）財団からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡がつかない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 水力発電事業性評価事業

(1) 補助事業の内容

a. 事業性評価調査の必要性和効果

(注) 事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。

b. 事業性評価調査の内容

(注) 事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。
また、事業性評価の具体的内容、手法等について記載すること。

(2) 事業の実施場所

a. 事業性評価地点

- ・住所：(注) 対象となる調査場所を全て記載すること。

(例)

流量調査場所：〇〇市〇〇町〇〇番地

地質調査場所：〇〇市〇〇町△△番地

地形測量場所：〇〇市〇〇町□□番地、●●番地

- ・最寄り駅：(注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと。)

- ・地形図：添付資料6のとおり。(注1) 1/25000 の等高線入り地図で作成すること。
(注2) 発電所、取水地点及び放水地点の予定場所と導水管や水圧鉄管の予定ルート・管長が判るようにすること。
(注3) 流量調査場所、地質調査場所、地形測量場所等の事業の実施場所が判るようにすること。
(注4) 1/25000 の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出すること。

- ・調査場所の所有者：(注) 土地所有者の名称と所有者毎に調査許可の取得状況や許認可の見通し等を記載すること。

(例) 個人 A：相談前、〇〇市：相談中、□□県：許可取得済

- ・地目と区画指定状況：(注) 地目は不動産登記規則の第九十九条で規定している区分を記載すること。

(例) 田、畑、山林、原野等

- ・現地写真：添付資料7のとおり。(注1) 写真の撮影者(所属・氏名)と撮影日が判るようにすること。

(注2) 調査場所及びその周辺写真を添付すること。(各写真のキャプション(説明文)も記載すること。)

(注3) 各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること。

b. 流況

- ・取水河川名等： 〇級河川 〇〇水系 △△川 (普通河川)
(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。

(管理者：□□市長)

- ・放水河川名等： 〇級河川 〇〇水系 □□川 (●級河川)
(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。

(管理者：△△県知事)

- ・豊水量 : 〇.〇〇m³/s
- ・平水量 : 〇.〇〇m³/s
- ・低水量 : 〇.〇〇m³/s
- ・渇水量 : 〇.〇〇m³/s
- ・最小水量 : 〇.〇〇m³/s
- ・その他 : 〇〇〇〇〇〇〇

(3) 発電計画の概要

- ・発電形式 : 水路式 or ダム式 or ダム水路式 (注) 揚水発電は補助対象外
- ・使用水量 : ○.○○m³/s
- ・有効落差 : ○○.○○m
- ・総合効率 : ○○.○%
- ・発電出力 : ○○○kW
- ・導水路長 : ○○○m
- ・水圧鉄管長 : ○○m

- ・既設設備の使用、又は流用の有無 : 有

(有の場合、下欄に流用設備の概要、流用する設備の範囲、設備の現在の状況(稼働中、廃止時期等)をご記載下さい。)

(例)

- ・流用設備の概要 : 既設の農業用水取水口、沈砂池、農業用水路の一部
- ・流用する設備の範囲 : 農業用水取水口を取水口、沈砂池をヘッドタンク、取水口～沈砂池間の農業用水路を導水路へそれぞれ流用する。
- ・設備の現在の状況 : 取水口、沈砂池、農業用水路はそれぞれ稼働中。

- ・予定している水力発電所について

着工予定時期 : 平成32年7月頃

運転開始予定時期 : 平成33年4月頃

- ・発電事業者 : 当社(株○○)

(注) 原則、補助事業で計画している地点において、申請者自ら水力発電所を設置し、発電事業を実施して頂く必要があります。

但し、発電所運営時にSPC等の別の団体を設立する具体的計画がある場合、申請者がその主たる構成メンバーであること。その場合、申請時にその旨を確約する書面をご提出下さい。

(4) 実施計画

①事業実施内容

(注) 事業期間、実施内容(複数年度事業の場合は年度別)、実施体制等を記載すること。

②事業実施予定スケジュール(別紙3)

(5) 事業費

①事業経費の配分(別紙4)

②資金調達の予定(別紙5、別紙5-1)

(注1) 地方公共団体は別紙5、それ以外は別紙5-1を提出すること。

(注2) 事業全体に要する経費について記載すること。

(注3) 事業経費の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料9)

また、積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料10)

(6) 事業の実施体制(別紙6)

(7) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該補助事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②実施上問題となる事項

(注1) 次の内容は必ず記載すること。

○建設予定の水力発電所で必要な水利権に関する許認可先との協議状況を記載し、さらに、その協議状況が判る書類も提出すること。

- ・許認可先：
- ・協議状況：
- ・取得（予定）時期：

○建設予定の水力発電所に関する漁協について

- ・該当する漁協の有無：

（該当する漁協があれば、協議状況を記載し、さらに協議状況が判る書類を提出すること。）

- ・漁協の名称：
- ・協議状況：
- ・水力発電所建設の承諾（予定）時期：

○建設予定の水力発電所に関する地域住民等との協議状況を記載し、さらに、その協議状況が判る書類も提出すること。（地域住民等との協議等が不要な場合は、そのことが判るようにすること。）

(注2) 補助事業の調査等の実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得についての進捗状況、許認可取得見通し等を記載すること。

(注3) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③その他特筆すべき事項

(注) 次の場合にその内容を記載すること。

- ・新技術、コストダウン策等、特筆すべき事項がある場合
- ・計画されている水力発電所が、地元自治体の再生可能エネルギーの導入や地域活性化の計画にある場合

(別紙3)

事業実施予定スケジュール

<平成30年度>

項 目	平成30年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
競争入札・契約					■							
流量調査						■	■	■	■	■	■	
地形測量						■	■	■	■			
地質調査							■	■	■			
検収・支払											■	
実績報告書提出											■	

(注1) 平成30年度のスケジュールを記載すること。

(注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3) 補助対象外で事業に関係する調査等がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項 目	平成30年度	平成31年度
競争入札・契約	■	
流量調査	■	■
地形測量	■	
地質調査	■	
基本設計		■
事業性評価		■
検収・支払	■	■
実績報告書提出	■	■

(別紙4)

事業経費の配分 (事業費)

※全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

区 分	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
人件費	〇〇〇	人件費	□□□	人件費	水力発電事業性 評価に必要な調 査・設計等を行 う職員等の人件 費を記載のこ と。	1/2 以内	△△△	
(小計)	〇〇〇		□□□					
事業費	〇〇〇 〇〇〇	外注費 リース料等	□□□ □□□	外注費 リース料等	設計内訳書① 参考見積書 A			
(小計)	〇〇〇〇		□□□□					
合 計	〇〇〇〇		□□□□				△△△	
消費税	〇〇		※補助対象経費の額及び補助金の交付申請額には消費税を入れることはできません。					
総 計	〇〇〇〇							

(注1) 金額の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料9)

(注2) 積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料10)

(注3) 人件費については、事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。

(注4) 人件費に消費税は掛からないため、人件費の消費税は計上しないこと。

(注5) 外注費が複数契約となる場合は、契約単位で内訳を記載すること。

(別紙5)

この書類は、地方公共団体の方のみ提出すること。

資金の調達予定＜全体＞又は＜年度＞

(単位：千円)

年度	総事業費 (区分費別)	補助金交付 申請予定額	地 方 負 担 分 内 訳					
			県負担額		市町村 負担額		その他 負担額	予算措置 の状況
				予算措置 の状況		予算措置 状況		
平成30年度								
平成31年度								
合計								

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

この書類は、地方公共団体以外の方が提出すること。

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

【年度別】 (単位：円)

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他 (寄付等)	合計	備考
			財団補助金	その他補助金 (県補助金等)	小計		(銀行名 1)	(銀行名 2)	小計			
平成 3 0 年度												
平成 3 1 年度												
合計												

国以外から補助金を受ける予定の場合は、補助金予定金額を記載すること。
その他補助金の詳細については、「実施計画書（7）①他の補助金との関係」に記載すること。

銀行からの借入を予定している場合は、ここに金融機関名を記入し、借入予定金額を記載すること。

補助金により取得する予定の設備に担保権を設定する場合は、備考欄に必ずその旨記載すること。

(別紙6)

事業実施体制

1. 補助事業名

2. 事業実施社内体制

(1) 事業者（従事者名簿）

所属	役職	氏名	役割分担	備考

※人件費を補助対象経費として計上するかどうかにかかわらず、全ての従事者を記載すること。

※業務管理責任者・経理責任者は役割分担欄にその旨を明記すること。

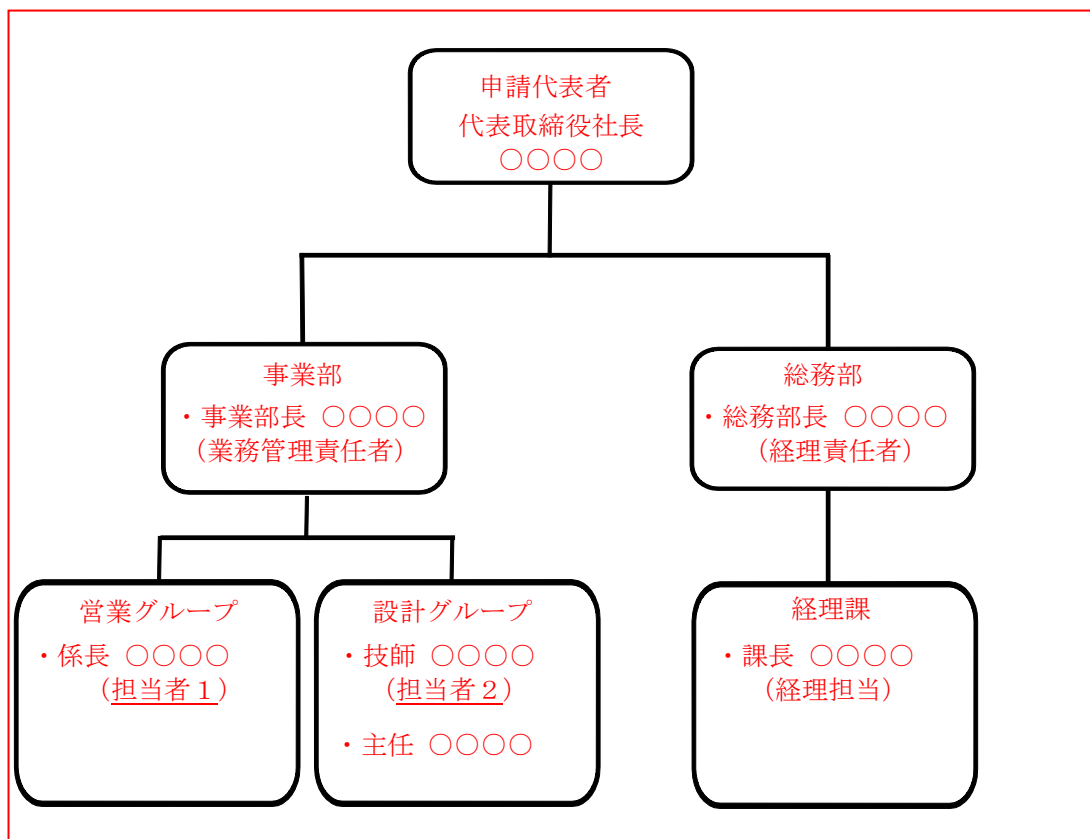
※役割分担は具体的な調査・検討項目に応じて記載すること。

※水力発電の関係業務に携わった経験の有る従事者の備考欄に○印を記載すること。

(2) 事業者内実施体制および役割分担

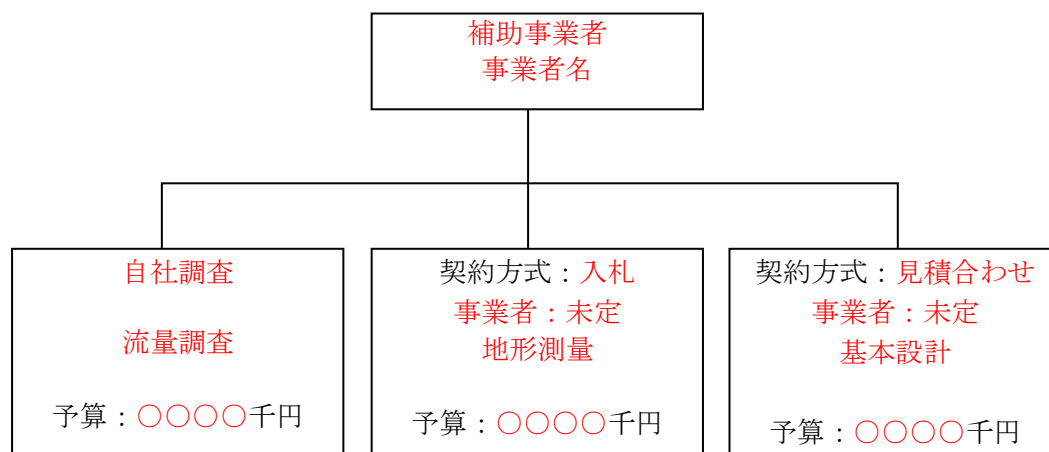
※申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者の所属部署等事業の実施体制を記載願います。

参考図



※人件費を計上する場合は、事業従事者名を記載するか、別添として従事者の名簿を添付してください。(事業従事者が途中で変更となる場合は計画変更の対象となります。)

3. 請負会社選定方法



(注1) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」等を記載すること。

なお、契約方式は競争原理に基づく公平な方式とすること。

※申請の段階で競争入札又は三者見積を実施する必要はないため、参考見積など申請金額の説明が可能な資料を添付すること。

(注2) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。

(注3) 補助事業者は事業者名を記載すること。

役 員 名 簿

[illegible]

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

② 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業 提出様式

【チェックリスト】

本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認して下さい。

NO.	提出書類名 (地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業)		チ ェ ッ ク
1	チェックリスト		
2	申請概要表		
3	補助金交付申請書	様式第 1	
4	補助事業に要する経費の配分	別紙 1	
5	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	別紙 2	
6	実施計画書	様式第 2	
7	事業実施予定スケジュール	別紙 3	
8	事業経費の配分	別紙 4	
9	資金の調達予定 (県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容が判る資料)	別紙 5	
10	事業実施体制	別紙 6	
11	財務諸表(貸借対照表、収支計算書等) (注)直近 2 カ年分	添付資料 1	
12	会社・団体概要(パンフレット等)	添付資料 2	
13	地形図	添付資料 3	
14	現地写真	添付資料 4	
15	使用水量、有効落差、発電出力の算定についての根拠資料	添付資料 5	
16	参考見積書(調査費等の算定の根拠)	添付資料 6	
17	上記No. 16の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料 7	
18	その他	添付資料 8	

平成30年度水力発電事業性評価等支援事業 申請概要表
（地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）

新規・継続の別	新規		継続の場合は前年度の 交付決定番号		
フリガナ	フリガナ				
申請者名	(登記簿名を記載)				
事業性評価・公募内容	事業名	(申請者が計画する事業名を記載 例) ○○○水系事業性評価・事業者公募 等)			
	発電計画の規模等	(事業性評価を行う発電計画の出力規模等について記載)			
	事業実施場所	(全ての調査地点の場所を記載)			
	目的・調査・公募内容	(事業性評価で実施する業務の目的及び調査、公募内容について記載)			
当年度実施期間	交付決定日	～	平成31年2月28日		
事業計画(実績)	事業性評価・公募 (単位:円)				
		事業に要する経費(税込)	補助対象経費	補助金申請額	実施内容
	平成30年度	21,600,000	21,600,000	21,600,000	流量調査、地質調査、地形測量
	平成31年度	10,800,000	9,720,000	9,720,000	流量調査、基本設計
	平成32年度	1,200,000	1,200,000	1,200,000	発電を行う者の公募
	合 計	33,600,000	32,520,000	32,520,000	
項目	※以下の項目については、実施計画書の内容を簡潔に記載して下さい。				
①事業性評価調査の必要性和効果	(事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。)				
②事業性評価調査の内容	(事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。また、事業性評価の具体的内容、手法等について記載すること。)				
③発電を行う者の公募計画	(調査地点で発電を行う者の公募の具体的内容、手法等について記載すること。)				

部分に記載をお願いいたします。

様式第1（地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）

申請者において文書番号を有する場合は、年月日の上部にその文書番号を記載すること。

平成 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会 長 中 村 薫 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

平成30年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
交付申請書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

〇〇〇〇〇水系事業性評価調査・事業者公募

2. 補助事業の目的

(注) 簡潔に記載すること

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 全体の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(注1) 当年度の事業開始日は、交付決定日とすること。

(注2) 当年度の事業完了日は、平成31年2月末日までとすること。

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること。

4. 水力発電事業性評価事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

実施計画書のとおり。

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

② 補助対象経費 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

③ 補助金交付申請額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(注) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。

(4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分 (別紙1)

(5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額 (別紙2)

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電事業性評価等支援事業)は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	定額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消費税	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇
合 計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記各金額欄の内容は別紙4、別紙5と同一であること。

(注4) 別紙1と別紙2の赤枠で囲んだ部分の金額は同額であること。

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
事業費	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消費税	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
合 計	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

※当該年度事業に係わる額を記入すること。

※金額については1円単位までとし、端数は切り捨てること。

※第1四半期（4～6月）、第2四半期（7～9月）、第3四半期（10～12月）、第4四半期（1～3月）。

様式第2（地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）

実施計画書

1. 補助事業の名称

〇〇〇〇〇水系事業性評価調査・事業者公募

（注）様式第1の補助事業の名称と同一表記としてください。

2. 事業実施者

申請者名称（フリガナ）：（注）様式第1の申請者名称と同一表記としてください。

代表者の氏名（フリガナ）：（注）役職名も記載してください。

住 所：（注）都道府県名から記載してください。

担当者1

（注）財団からの通知等は「担当者1」宛に送付します

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者1」宛のみに送付します。

郵便番号：〒□□□-□□□□

住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

氏 名(フリガナ)：〇〇 〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇)

所属部署名：〇〇部〇〇課

電子メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当者2

郵便番号：〒□□□-□□□□

住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

氏 名(フリガナ)：〇〇 〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇)

所属部署名：〇〇部〇〇課

電子メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（注1）申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。財団からの連絡は「担当者1」に記載された連絡先に行います。

（注2）担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止します。

（注3）財団からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡がつかない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 水力発電事業性評価事業

(1) 補助事業の内容

a. 事業性評価調査の必要性和効果

(注) 事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。

b. 事業性評価調査の内容

(注) 事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。
また事業性評価の具体的内容、手法等について記載すること。

c. 発電を行う者の公募計画

(注) 公募の具体的内容、手法等について記載すること。

(2) 事業の実施場所 (地点毎に記載すること)

a. 事業性評価地点

- ・住所：(注) 対象となる調査場所を全て記載すること。

(例)

流量調査場所：〇〇市〇〇町〇〇番地

地質調査場所：〇〇市〇〇町△△番地

地形測量場所：〇〇市〇〇町□□番地、●●番地

- ・最寄り駅：(注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと。)

- ・地形図：添付資料6のとおり。(注1) 1/25000の等高線入り地図で作成すること。

(注2) 発電所、取水地点及び放水地点の予定場所と導水管や水圧鉄管の予定ルート・管長が判るようにすること。

(注3) 流量調査場所、地質調査場所、地形測量場所等の事業の実施場所が判るようにすること。

(注4) 1/25000の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出すること。

- ・調査場所の所有者：(注) 土地所有者の名称と所有者毎に調査許可の取得状況や許認可の見通し等を記載すること。

(例) 個人A：相談前、〇〇市：相談中、□□県：許可取得済

- ・地目と区画指定状況：(注) 地目は不動産登記規則の第九十九条で規定している区分を記載すること。

(例) 田、畑、山林、原野等

- ・現地写真：添付資料7のとおり。(注1) 写真の撮影者(所属・氏名)と撮影日が判るようにすること。

(注2) 調査場所及びその周辺写真を添付すること。(各写真のキャプション(説明文)も記載すること。)

(注3) 各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること。

b. 流況：

- ・取水河川名等： 〇級河川 〇〇水系 △△川 (普通河川)

(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。

(管理者：□□市長)

- ・放水河川名等： 〇級河川 〇〇水系 □□川 (●級河川)

(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。

(管理者：△△県知事)

・豊水量 : 〇.〇〇m³/s

・平水量 : 〇.〇〇m³/s

・低水量 : 〇.〇〇m³/s

・渇水量 : 〇.〇〇m³/s

- ・最小水量 : 〇.〇〇m³/s
- ・その他 : 〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 発電計画の概要（地点毎に記載すること）

- ・発電形式 : 水路式 or ダム式 or ダム水路式 （注）揚水発電は補助対象外
- ・使用水量 : 〇.〇〇m³/s
- ・有効落差 : 〇〇.〇〇m
- ・総合効率 : 〇〇.〇%
- ・発電出力 : 〇〇〇kW
- ・導水路長 : 〇〇〇m
- ・水圧鉄管長 : 〇〇m

- ・既設設備の使用、又は流用の有無：有

（有の場合、下欄に流用設備の概要、流用する設備の範囲、設備の現在の状況（稼働中、廃止時期等）をご記載下さい。）

例)

- ・流用設備の概要：既設の農業用水取水口、沈砂池、農業用水路の一部
- ・流用する設備の範囲：農業用水取水口を取水口、沈砂池をヘッドタンク、取水口～沈砂池間の農業用水路を導水路へそれぞれ流用する。
- ・設備の現在の状況：取水口、沈砂池、農業用水路はそれぞれ稼働中。

(4) 実施計画

①事業実施内容

(注) 事業期間、実施内容（複数年度事業の場合は年度別）、実施体制等を記載すること。

②事業実施予定スケジュール（別紙3）

(5) 事業費

①事業経費の配分（別紙4）

②資金調達の予定（別紙5）

（注1）事業全体に要する経費について記載すること。

（注2）事業経費の積算根拠資料（参考見積書、設計内訳書等）を添付すること。（添付資料6）
また、積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。（添付資料7）

(6) 事業の実施体制（別紙6）

(7) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

（注）当該補助事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②実施上問題となる事項

（注1）補助事業の実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得についての進捗状況、許認可取得見通し等を記載すること。

（注2）その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③その他特筆すべき事項

（注）次の場合にその内容を記載すること。

- ・新技術、コストダウン策等、特筆すべき事項がある場合
- ・計画されている水力発電所が、申請者等の再生可能エネルギーの導入や地域活性化の計画にある場合

(別紙3)

事業実施予定スケジュール

<平成30年度>

項 目	平成30年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
競争入札・契約					■							
流量調査						■	■	■	■	■	■	
地形測量							■	■	■			
地質調査							■	■	■			
検収・支払											■	
実績報告書提出											■	

(注1) 平成30年度のスケジュールを記載すること。

(注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3) 補助対象外で事業に関係する調査等がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
競争入札・契約	■	■	■
流量調査	■	■	
地形測量	■		
地質調査	■		
基本設計		■	
事業性評価		■	
公募用資料作成			■
検収・支払	■	■	■
発電を行う者の公募・決定			■
実績報告書提出	■	■	■

(別紙4)

事業経費の配分（事業費）

※全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

区 分	発電所名	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
		金額	説明	金額	説明	積算内訳			
事業費	①A 発電所	〇〇〇 〇〇〇	外注費 リース料等	□□□ □□□	外注費 リース料等	設計内訳書① 参考見積書 A	定額	△△△△	
		〇〇〇	公募資料作成費	□□□	公募資料作成費	参考見積書 B			
	(小計)	〇〇〇〇		□□□□					
	②B 発電所	〇〇〇 〇〇〇	外注費 リース料等	□□□ □□□	外注費 リース料等	設計内訳書② 参考見積書 C			
		〇〇〇	公募資料作成費	□□□	公募資料作成費	参考見積書 D			
	(小計)	〇〇〇〇		□□□□					
合 計		〇〇〇〇		□□□□				△△△△	
消費税		〇〇		□□				△△	
総 計		〇〇〇〇		□□□□				△△△△	

(注1) 金額の積算根拠資料（参考見積書、設計内訳書等）を添付すること。（添付資料6）

(注2) 積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。（添付資料7）

(注3) 外注費が複数契約となる場合は、契約単位で内訳を記載すること。

(注4) 調査する発電所別の内訳を記載すること。

(別紙5)

資金の調達予定＜全体＞又は＜年度＞

(単位：千円)

年度	総事業費 (区分費別)	補助金交付 申請予定額	地 方 負 担 分 内 訳					
			県負担額		市町村 負担額		その他 負担額	予算措置 の状況
				予算措置 の状況		予算措置 状況		
平成30年度								
平成31年度								
平成32年度								
合計								

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

(別紙6)

事業実施体制

1. 補助事業名

2. 事業実施社内体制

(1) 事業者（従事者名簿）

所 属	役職	氏 名	役割分担

※全ての従事者を記載すること。

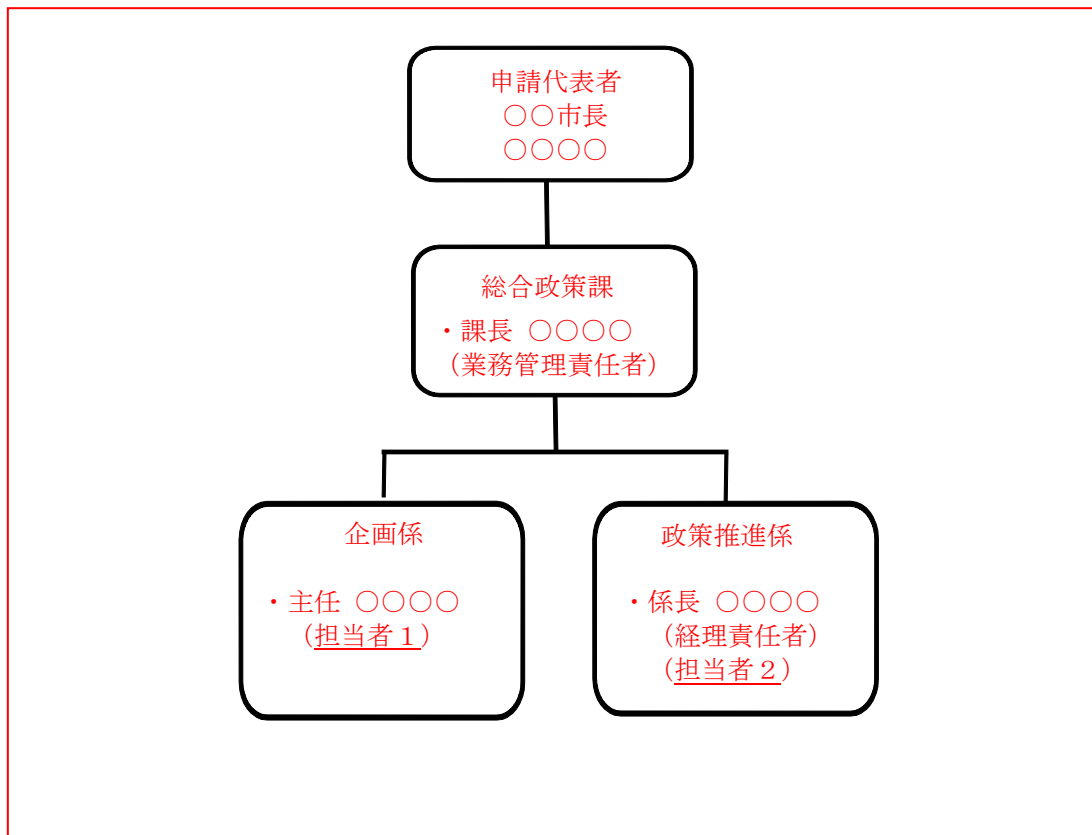
※業務管理責任者・経理責任者は役割分担欄にその旨を明記すること。

※役割分担は具体的な調査・検討項目に応じて記載すること。

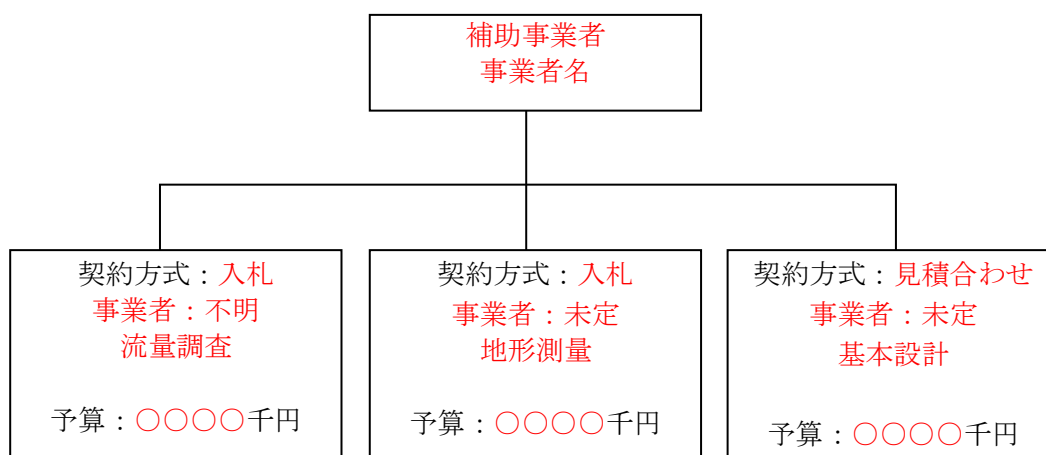
(2) 事業者内実施体制および役割分担

※申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者の所属部署等事業の実施体制を記載願います。

参考図



3. 請負会社選定方法



(注1) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」等を記載すること。

なお、契約方式は競争原理に基づく公平な方式とすること。

※申請の段階で競争入札又は三者見積を実施する必要はないため、参考見積など申請金額の説明が可能な資料を添付すること。

(注2) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。

(注3) 補助事業者は事業者名を記載すること。

6. 関連資料

【関連資料 1】 補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方

【関連資料 2】 等級単価一覧表 平成 30 年度適用

補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等級単価一覧表 平成30年度適用

健保等級適用者				労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単 価 (円/時 間)
等 級	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額			
		以上	～ 未満			以上	～ 未満		
1	58,000	～	63,000	340	450	～	83,790		450
2	68,000	63,000	～ 73,000	400	530	83,790	～ 97,090		530
3	78,000	73,000	～ 83,000	460	610	97,090	～ 110,390		610
4	88,000	83,000	～ 93,000	520	690	110,390	～ 123,690		690
5	98,000	93,000	～ 101,000	580	770	123,690	～ 134,330		770
6	104,000	101,000	～ 107,000	610	810	134,330	～ 142,310		810
7	110,000	107,000	～ 114,000	650	860	142,310	～ 151,620		860
8	118,000	114,000	～ 122,000	690	920	151,620	～ 162,260		920
9	126,000	122,000	～ 130,000	740	990	162,260	～ 172,900		990
10	134,000	130,000	～ 138,000	790	1,050	172,900	～ 183,540		1,050
11	142,000	138,000	～ 146,000	840	1,110	183,540	～ 194,180		1,110
12	150,000	146,000	～ 155,000	880	1,180	194,180	～ 206,150		1,180
13	160,000	155,000	～ 165,000	940	1,260	206,150	～ 219,450		1,260
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,000	1,330	219,450	～ 232,750		1,330
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,060	1,410	232,750	～ 246,050		1,410
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,120	1,490	246,050	～ 259,350		1,490
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,180	1,570	259,350	～ 279,300		1,570
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,300	1,730	279,300	～ 305,900		1,730
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,420	1,890	305,900	～ 332,500		1,890
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,540	2,040	332,500	～ 359,100		2,040
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,650	2,200	359,100	～ 385,700		2,200
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,770	2,360	385,700	～ 412,300		2,360
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,890	2,520	412,300	～ 438,900		2,520
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,010	2,670	438,900	～ 465,500		2,670
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,130	2,830	465,500	～ 492,100		2,830
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,250	2,990	492,100	～ 525,350		2,990
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,420	3,230	525,350	～ 565,250		3,230
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,600	3,460	565,250	～ 605,150		3,460
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,780	3,700	605,150	～ 645,050		3,700
30	500,000	485,000	～ 515,000	2,960	3,930	645,050	～ 684,950		3,930
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,130	4,170	684,950	～ 724,850		4,170
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,310	4,410	724,850	～ 764,750		4,410
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,490	4,640	764,750	～ 804,650		4,640
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,670	4,880	804,650	～ 844,550		4,880
35	650,000	635,000	～ 665,000	3,850	5,120	844,550	～ 884,450		5,120
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,020	5,350	884,450	～ 924,350		5,350
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,200	5,590	924,350	～ 970,900		5,590
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,440	5,900	970,900	～ 1,024,100		5,900
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,680	6,220	1,024,100	～ 1,077,300		6,220
40	830,000	810,000	～ 855,000	4,910	6,530	1,077,300	～ 1,137,150		6,530
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,210	6,930	1,137,150	～ 1,203,650		6,930
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,500	7,320	1,203,650	～ 1,270,150		7,320
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	5,800	7,720	1,270,150	～ 1,336,650		7,720
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,100	8,110	1,336,650	～ 1,403,150		8,110
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,450	8,580	1,403,150	～ 1,482,950		8,580
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	6,810	9,060	1,482,950	～ 1,562,750		9,060
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	7,160	9,530	1,562,750	～ 1,642,550		9,530
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	7,520	10,000	1,642,550	～ 1,722,350		10,000
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	7,870	10,470	1,722,350	～ 1,802,150		10,470
50	1,390,000	1,355,000	～	8,230	10,950	1,802,150	～		10,950